

第86回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和4年9月6日(火) 13時30分～15時20分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、澤田精一、島田マリ子、
高島亮、富樫健一、藤健太

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、
土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、
教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席
入札用度課主幹兼副課長、県中地方振興局出納室長、
県南地方振興局出納室副室長兼出納課長、会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、
相双地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長、
県北建設事務所、三春土木事務所、棚倉土木事務所、
会津若松建設事務所、富岡土木事務所

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和4年4月～6月)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和4年5月～7月分)

(2) 審議事項

ア 抽出事案について

イ 地域の守り手育成型方式の分析・評価

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第86回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議時間の短縮に向けて、前回に引き続き資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、説明や発言等もマスク着用、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

本日、市岡委員及び新城委員につきましては所用により欠席となっております。

また、藤委員ですが、遅れる可能性があるとして事前に連絡がきておりますので、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員の改選について報告いたします。

あらかじめ委員の皆様にはお伝えしておりましたが、今野泰委員につきましては、連合福島会長の退任に伴い、6月20日付けで本委員会委員を辞任されました。

後任として、6月21日より澤田精一委員をお迎えしております。

澤田委員は、日本労働組合総連合会福島県連合会会長を務めております。それでは、澤田委員から一言御挨拶をよろしくお願いいたします。

(澤田委員あいさつ)

【入札監理課主幹兼副課長】

どうもありがとうございました。

澤田委員の所属する部会につきましては、伊藤委員長の指名により、再苦情調査部会、さらに部会長に決定しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事の進行につきまして、伊藤委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が2件、審議事項が2件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和4年4月～6月）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。報告事項のイ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和4年5月～7月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。次に、審議事項ア「抽出事案について」です。

テーマは、「地域の守り手育成型方式」、対象期間は、「令和2年度～令和3年度までの契約案件」です。

今回の抽出委員は新城委員と高島委員でございますけれども、新城委員は欠席でございますので事務局から、その後高島委員の順番で説明をお願いします。

【入札監理課長】

それでは新城委員の抽出事案の選定理由をご説明させていただきます。

まず案件番号2番、整理番号201の県北建設事務所発注の県営住宅管理工事（量水器）でございます。こちらについて、「登録企業数が少ないと思われる設備工事であるが、指名にあたっての固定化等の問題はどうか。」という抽出理由になってございます。

続きまして、案件番号3番、整理番号231の三春土木事務所発注の河川海岸維持管理工事（河道掘削）でございます。抽出の理由につきましては、「同程度の工事がある中で、指名業者数をどのように考えているのか。また、品質確認をどのように行っているのか。」という内容でございます。これにつきましては、同じタイミングで10件の河道掘削の工事があった中で、指名業者数をどのように考えているのかという質問でございます。また、品質確認という部分でございますが、この案件番号3番につきましては、格付等級Cの業者が受注したものであることから、品質の確認をどのように行っているのかという質問でございます。

次に案件番号5番、整理番号352番の富岡土木事務所発注の生活基盤緊急改善工事（路肩拡張）でございます。こちらにつきましては、「比較的指名数が少ない事案であるが、指名業者の範囲を聞きたい。」というお話でございました。こちらにつきましては、試行要領上、9者以上指名となっている中で、指名業者が8者ということでしたので、この件について聞きたいという内容でございました。

以上でございます。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

それでは高島委員お願いいたします。

【高島委員】

まず案件番号1番、整理番号8番について、通常入札参加者が多いと落札率は下がるものだと思うのですが、入札参加者が2者と少ないにも関わらず、落札率が90.86%で随分低いので、このあたりをどのようにお考えかなと思いました。

あとは案件番号4番、整理番号254番について、こちらは逆に入札参加者が14者と多く、入札参加者が多いので落札率は低くなると思われるところ、99.66%で随分高いので、こちらもどのようにお考えかなと思いました。

最後に案件番号5番、整理番号352番です。今ほど新城委員の方のお話にもありましたけれども、8者と少ない中で、入札参加者が2者、辞退が6者ということですので、この辺の要因をどのようにお考えかなと思いました。

以上です。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

それでは、案件番号1 会津若松建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【会津若松建設事務所】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等あったらお願いします。

【高島委員】

こちら入札参加者数が2者、残り11者が全て辞退となっていますけれども、考えられる要因が何かあれば教えてください。

【会津若松建設事務所】

確かなことはわかりませんが、工事金額の割には工事の難易度が高い工事だったということから、大半の業者が当該工事を辞退したものと思われます。

入札参加者2者につきましては、受注意欲が高い2者だったということもあったかと思われます。

【伊藤（宏）委員長】

道路橋りょう整備工事とは、具体的にどういった工事ですか。

【会津若松建設事務所】

黒沢橋という国道118号にある橋なのですが、橋梁がかなり老朽化しておりまして、現在の橋梁の下部のボックスカルバートを付け替える工事です。

今回はそのうち全てではなく、前段の工事として橋梁下部工の^{はっ}りや整地を行う工事になります。

【伊藤（宏）委員長】

技術的に難しいとか、そういったことはないのですか。

【会津若松建設事務所】

高度な技術を要する工事ではありませんが、下に河川が流れており、水替えをしながらの工事でしたので、条件的には施工しづらい状態だったかと思われま

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでございましょうか。

応札した2者の地域あるいは応札しなかった業者の地域に、何か傾向はありますか。近いところが応札したとか。

【会津若松建設事務所】

指名した業者は会津若松建設事務所管内で現場に近いのですが、特に応札した2者については会津美里町の業者ということで、比較的現場に近い業者でした。

【小堀委員】

ルールの確認なのですが、今回は13者のうち11者が辞退でしたが、仮にこれが12者辞退されて応札者が1者のみだったら、もう1度やり直しになるのでしょうか。

【入札監理課長】

1者で応札ということはございませんので、再度という形になります。

【伊藤（宏）委員長】

競争性が確保できないので、1者応札の場合はやり直しになりますね。

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、案件番号2 県北建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県北建設事務所】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

もしも地域要件が一緒であれば、指名競争入札でやっても条件付一般競争入札でやっても、資格があるのは14者だけなので、エントリー可能なのは14者だけということですか。

【県北建設事務所】

14者というのは地域の守り手育成方式に登録のある業者数になりますので、それ以外の業者も入るようになるかと思われます。

【伊藤（宏）委員長】

全部で14者とは限らないわけですね。

新城委員から指名業者が固定化するのではないかと話がありましたが、確かに14分の12であれば固定化しますけれども、14分の14にしてしまえば指名も何もなくて常に同じとなりますね。それはそれで業者数が多いわけで、それなりに競争性の担保にはなると思います。

次に地域の守り手育成方式の議題があるわけですがけれども、登録業者が少なくなれば少なくなるほど、そもそもこの制度を導入できないという可能性も出てきてしまいます。

指名者数は最低で何者としていましたか。

【入札監理課長】

地域の守り手では最低9者としています。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

それでは、案件番号3 三春土木事務所の案件について説明をお願いいたします。

【三春土木事務所】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

辞退されている業者さん2者のうち片方について調べたところ、直近2年間の平均工事高が2,000万円程度ですが、今回の予定価格は2,900万円です。

企業規模から見て、指名基準による技術的適正をどのようにお考えか、教えてください。

【三春土木事務所】

令和3・4年度の有資格者名簿の総合点に関しましては、どちらもCランクということで、評価されております。

総合評価方式におきましても、1,000万円以上3,000万円未満の工事につきましては、格付要件をCランク以上の業者としておりますので、特に問題はないと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

資料3-1の5ページ目、先ほどの新城委員の抽出理由にもありましたように、225番から234番まで、同じような工事が並んでいるように見受けられますが、それぞれ、別個の工事としてやらなければいけないような工事だったのですか。

【三春土木事務所】

それぞれの河川におきまして、緊急に安全を確保する必要のある重要度の高いものでしたので、全ての地区において、別な工事として行う必要がありました。

【伊藤（宏）委員長】

何が言いたいかという、もう少し大きなロットにすれば地域の守り手ではなく、一般競争入札になる可能性も当然あったと思いますけれども、そもそもこの工事はこれで1つの案件にしかならなかったという理解でよろしかったですか。

【三春土木事務所】

はい。中小の河川でありまして、施工を一時期に同時に行うことが難しいので、別の工事として発注する必要がありました。

【伊藤（宏）委員長】

でも契約日はみんな同じですね。

契約日が同じということは、別の業者が同時に工事を行うわけですね。

一緒に工事をするのが難しいというのは、どういうことなのでしょう。

【三春土木事務所】

現場が点在しておりますので、同一の業者が同時に施工するのは難しいと判断したものです。

【伊藤（宏）委員長】

（有）信和創建は228番と今回の抽出案件で、同時に2件落札していますよね。
無理に指名競争入札にするために、工事を分割したわけではないということが確認できれば結構です。

【三春土木事務所】

はい。指名競争入札にするために工事を分割したものではありません。

【伊藤（宏）委員長】

その他いかがでしょうか。

ないようでしたら次に進みたいのですが、案件番号4に移る前に、換気の時間として、5分程度休憩させてください。

～ 換 気 ～

【伊藤（宏）委員長】

それでは再開いたします。

次に案件番号4 棚倉土木事務所の案件について説明をお願いします。

【棚倉土木事務所】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

冒頭でも言いましたけれども、入札参加者が14者で、落札率が99.66%、随分高いなと感じていますが、このあたりの要因をどのようにお考えでしょうか。

また、契約と着工が年度末ぎりぎりになっていますが、年度末になった理由が何かあれば教えてください。

【棚倉土木事務所】

施工箇所が橋梁3カ所の補修工事でございます、それぞれ1カ所あたり1,000万円以下の小さな工事が3カ所ということで、そのあたりの手間等を考慮して予定価格超過に至ったのではないかと推察しております。

年度末になった理由につきましては、こちらは補正予算でございます、昨年度12月補正で予算がついて、その後に積算、入札公告となったことから、3月末の契約となっております。

【伊藤（宏）委員長】

見事に予定価格の少し上の金額が多く並んでいるんですけども、工事としては単純な工事で、積算しやすいと理解してよろしいでしょうか。

【棚倉土木事務所】

はい。橋梁の補修と言いましても、さほど高度な技術は要さない工事でございます。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは次に案件番号5 富岡土木事務所の案件について説明をお願いします。

【富岡土木事務所】

（「資料3」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

適切な品質確保は大変大事なことなので、それで指名業者数が減っているというのは納得なところですよ。

ただ、指名業者数8者のうち、入札したのが2者、残り6者が辞退となっておりますので、この辞退の要因について、何か考えられることがあれば教えてください。

【富岡土木事務所】

辞退した会社の辞退届及び聞き取りによる結果でございますが、主な理由が3つございまして、まず1つは技術者を確保できないこと、2つ目は下請業者を確保できないこと、3つ目は施工箇所が遠いこととございました。

技術者の確保ができない、下請業者の確保ができないというところは、双葉郡内はまだ災害の復旧復興事業が数多くございまして、まだ技術者不足、下請業者不足が続いているというところが理由かと思われまして。

また、施工箇所が遠いというところでございますが、業者の所在地が施工箇所より遠い町村ということで、今回は辞退したという理由を伺っております。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでございましょうか。

【伊藤（洋）委員】

指名が9者以上ということで、1者が指名後に指名取消がわかったということで8者になったわけですが、この9者以上というところには抵触しないのでしょうか。

【入札監理課長】

一旦は9者以上で指名してございますので、その後やり直しということはしておりません。

【伊藤（宏）委員長】

指名後に指名停止になったからということですよ。

追加するということは可能なのですか。時期の問題等もあるとは思いますが。

【入札監理課長】

実際には行っておりません。

県の財務規則の中で、概ね7者以上というのが大原則でございまして、それよりも高めにというところで9者以上に設定しておりますので、今回9者で指名をした後で資格制限がかかったものですから、その部分は特に追加ということにはせずに、そのままで行っております。

【伊藤（洋）委員】

この指名取消が8月2日から9月1日の期間ですよ。

確かに7月30日に指名しているのですが、落札決定日が8月19日ですので、その期間の問題はクリアできるのでしょうか。

【入札監理課長】

指名通知日が7月30日でありまして、その後8月2日に制限ということでございますので、その間に1者は入札から外しており、8月19日に落札者を決定しておりますので、時間的なもので特に問題はないと考えております。

【伊藤（洋）委員】

指名通知日で判断するということですね。

ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

その他はよろしいでしょうか。

それでは、抽出案件全般に関する意見交換に移りたいと思います。

【小堀委員】

5件を通じてのところで、全体を勘案したものではないんですけども、5件のうち1件目の辞退が13分の11者、5件目が8分の6者辞退、2、3、4件目は比較的辞退が少ないという中で見比べていて、案件番号2と案件番号4において、「手持ち工事量を考慮して」といった記載があるのですが、手持ち工事量を考慮するケースとしないケースでどういう違いがあるのか。あるいはしようとするのと相当手間がかかるとか、そういったところが何かあれば教えてください。

【入札監理課長】

手持ち工事量につきましては、県で行っている工事等で把握できるものについては加味できると思うのですが、国や市町村の工事については県の方でなかなか把握できない部分もございますので、把握できる範囲で考慮可能であれば考慮するようになっております。

【小堀委員】

前提とすると、考慮することをベースとしていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

【入札監理課長】

はい。選定基準の中で手持ち工事量を考慮することができることになっておりますので、可能なものはしております。

【小堀委員】

ありがとうございました。もう1点よろしいでしょうか。

資料3-1を見ていた中で、21番から23番が保原土木事務所の案件で、同じく203番から205番が保原土木事務所の案件となっております。

1ページ目ですと、12者を指名して10者が辞退、2者が応札していらっしゃる。次の案件も12分の2者が応札、その次の案件も12分の2者が応札です。

また、5ページ目ですと、12分の3者、13分の3者、13分の4者といった形で応札しており、保原土木事務所においてそういった傾向が読み取れるように感じたのですが、何かそういった背景がある、あるいは今後に向けた課題のようなものがあれば教えてください。

【県北建設事務所】

保原土木事務所の案件で入札参加者数が少ないということですが、昨年度、ちょうど令和元年度の災害の工事等が多く、伊達方部の業者さんの手がいっぱいだったという情報は得ておりますので、その関係かと思われます。

【伊藤（宏）委員長】

私は伊達市の入札監視委員会もやっているんですけども、東の方はかなり水害がひどく、東日本大震災の被害よりもこの前の水害の被害の方が大きいというような話を聞いております。

他いかがでしょうか。

【高島委員】

案件ではないのですが、資料3-1で2ページを見てください。

案件番号1で89番を選んでいたのですけれども、抽出後、この89番に関していろいろ調べていた際に、88番でも同じ会社さんが契約しているのですが、経営事項審査を見ていたら、この88番の工事の発注は建築なんですけれども、この会社さんの経営事項審査では建築一式の部分で技術職員がゼロでした。

どんな観点から指名されているのか。もしわかれば教えてください。

【会津若松建設事務所】

今はっきりお答えできる答えはございません。

【伊藤（宏）委員長】

会津若松建設事務所の方が今日はいらっしゃっていますけれども、この工事に関して今日は資料をお持ちでないということですかね。

【入札監理課長】

おそらくこの場では難しいかと思われるので、調べまして、後ほど御回答させていただくという形でよろしいでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

そういうことでお願いします。

他いかがでしょうか。

次の議題も地域の守り手の話ですので、何かありましたらその時でもご質問いただければと思います。

それでは次に、審議事項イ「地域の守り手育成型方式の分析・評価」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料4」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

2ページ「3 固定化の解消」の真上に書いてある2-2の最後の文書ですが、技術的適正の考え方について検討する必要がある、大変賛成です。

ただ、検討材料となる資料をもっといろいろなものをできればたくさん出してほしいと思います。たとえばさっきの3-1の資料からすると、抽出の際に企業の技術者の数とか、手持ちの工事量とか完工高とか、なにかもっと資料として出せるデータがあれば出していただきたいと思いました。

【入札監理課長】

資料4-2の6ページをご覧いただきたいと思います。

技術的適正のアンケートの結果を載せてございます。これでいきますと、アからケまでの選択肢は提示しておりました。

その中で、今ほど回答の割合が多いものについてご紹介させていただきましたので、こういったところを参考にしながら検討を進めていきたいと考えております。

【小堀委員】

資料4の5ページ「課題の抽出と方向性」の確認ですけれども、先ほどの保原土木事務所の件について、水害があったというところを理解しての発言になりますが、「その他の要因を考慮して」のところには、局所的な災害が発生してなかなか地域の建設会社さんが入札に応じられないという時には、エリアを拡大してということも1つの要素となってくるものでしょうか。

【入札監理課長】

そういったことも検討しなければならないと考えております。

今は全県一律でやっておりますので、地域の特性等に応じて柔軟に対応できる部分をどれだけ入れ込めるのかというところの検討をしなければならないと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

制度についての確認ですが、この指名競争入札の要件に該当する工事でも、条件付一般競争入札にすることは可能ですよね。

【入札監理課長】

可能です。

【伊藤（宏）委員長】

たとえばそういう場合であれば、指名競争入札をやめて、一般競争入札に切り替えるなんてことは臨機応変にできるわけですよ。

実際にはどうなのでしょう。

この地域の守り手育成型の要件に該当するけれども、一般競争入札を実施したというのが今までどれくらいあるかわかりますか。わからなければ結構です。

【入札監理課長】

数としてはありますが、今すぐにはお示しできません。

【伊藤（宏）委員長】

わかりました。ありがとうございます。

他、いかがでしょうか。

【高島委員】

4ページ「6 担い手企業の育成」上から5行目について、地域の守り手となり得るという表現がありますが、これは今現在地域の守り手として頑張っている企業を育成するのではなくて、新たな企業の育成という考え方でしょうか。

もしそうだとすると、今現在頑張っている県の仕事とか除雪とか維持管理をやっている方々の受注が減って、品質確保を一生懸命やっている会社さんが減っていった場合、今度は県の除雪や維持管理をやらない会社さんが増えていき、最終的にはその保守の部分等で直接発注される土木部さんとか農林水産部さんは逆に困らないのかなという単純な疑問があります。

この担い手育成の本質部分、どこに力点を置かれてこの表現になっているのか、総務部さんもですけども、他部さんの考えをお伺いしたいです。

【伊藤（宏）委員長】

この地域の守り手となり得るというのは、何かが起こったときに対応できるという意味でこの表現にしているんですよ。

【入札監理課長】

そのとおりです。

【伊藤（宏）委員長】

潜在的に地域の守り手の企業というのがあって、そのなり得るというのは、平時だったら別に必要はないけれども、何か災害があったときに、そういう企業が地域の守り手の候補の企業になっているということです。

ですから、これは普段守り手になっている。守り手のポテンシャルを持っている企業を排除している意味ではないんですよ。

【高島委員】

もちろん、それはそうだと思います。

ただ、なり得るなので、新たな企業も入れてこようとしているのではないですか。

【伊藤（宏）委員長】

そういう意味ではないですよ。

【入札監理課長】

そういう意味ではございません。いざというときに、なり得るといところで考えております。

【伊藤（宏）委員長】

ただ、新しい企業が出てきても、それはそれで問題ないですよ。

【入札監理課長】

技術力をつけていただくためには、そういったことも必要かと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

お聞きしたいのですけれども、この指名競争入札はまだ「試行」がついていますが、これについて、今後どのようにまた検討するか、もしくは本格導入するのか等、スケジュール感を事務局でお持ちしていたら、お伺いしたいです。

【入札監理課長】

次回の委員会で建設関係団体からの意見の聴取ということもございますので、その意見もお伺いして、今回の結果と団体さんの御意見を踏まえまして、検討の内容を固めていかなければならないと思います。

そのため、いつから本格導入というところまではこちらとしてもまだご提示ができないような状況ではございますけれども、今年度中に改善案を固めていきたいとは考えております。

【伊藤（宏）委員長】

先ほどありましたように、指名業者数が足りないといった地域があるとか、地域を広げれば業者数は増えるけれども、あまり地域を広げると地域の担い手という本来の意図から外れてしまうという問題もありますよね。

あとは金額が今の金額で良いのかという課題もありますから、そういったようなことについて、先ほど小堀委員から話があったようなことも含めて、何らかの改善策を今年度中にご提案いただくということだと思います。

ここで本質的なお話をしたいのですけれども、入札制度としては、一般競争入札と指名競争入札ではどちらの方が公平・公正で、競争性が高いかということ、一般競争入札ですよ。

今回のこの指名競争入札というのは、地域の守り手の育成のためには、一般競争入札ではなくて指名競争入札の方が適しているだろうということで、導入したわけです。

そのため、今回の目的は指名競争入札を導入することではなくて、こういう災害が多い状況では、地域の守り手を育成する必要がある、そのためこの制度ができたはずです。

我々として考えるべきことは指名競争入札なのか一般競争入札なのかということではなくて、こういうような災害が多発する状況において、地域の守り手をちゃんと育成あるいは維持しなければならない、そういう観点から、この指名競争入札がどうなのかということを考えなければいけない。

別な言い方をすれば、指名競争入札だって、条件付一般競争入札だって、あるいは総合評価方式をうまく利用すれば、ほぼ同じ目的が達成できるのであれば、わざわざ競争性で劣る、あるいは不正が起こる可能性が一般競争入札よりは高い指名競争入札をわざわざ入れる必要はないわけですよ。

今回は競争性の確保とか工事品質の確保という点で、一般競争入札と比べて何ら遜色はないですよ、というお話だと思います。

我々としては、地域の守り手を育成する必要性は当然あり、これは非常に大事なことである。その観点から、今回の指名競争入札がどうなのか、一般競争入札と比べてどうなのかということを考えるべきであって、いくら守り手を育成するという目的に適っているとしても、あまりにも競争性や他の点で劣っているとすれば、それはやっぱり問題だと思いますし、そういった考え方で、これから議論しなければならないと思います。

そういうような考え方の元で、次のヒアリングの結果も含めて新たな改善案を考えて、それでまた試行をしてみて、「試行」をとるか、とらないかという話になってくるのかなと思っています。

とにかく、私は何が何でも指名競争入札を維持しなければならないとは考えていなくて、大事なのは地域の守り手を育成することだと思いますし、制度としてはおそらくそういうことだと思います。

指名競争入札を入れることだけが目的ではないというように整理しないといけないと思っています。

そういうことで、まだまだいろいろマイナーチェンジも含めて、これから議論が必要なものだと思いますけれども、何かそれも含めて、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

【澤田委員】

先ほど下請が不足しているとか、技術者がいない等といった話がありました。

震災から11年経って復興事業も少なくなる一方で、災害が多いということもありますけれども、福島県における建設業の業者数や、直近の動向について、教えてください。

【建設産業室長】

今手元に資料がないため細かい数字までのご説明できませんが、直近の建設業許可業者数は県内で8,600者あまりだったと記憶しております。

こちらは東北で比較しますと福島県が1位です。全国で見ても十何番目くらいで、福島県の業者数は多いような状況です。

推移ですが、復興関係が最盛期の時は、1万者超えまでいったと記憶しておりますが、その後直近ですと、だんだん減少してきて、8,000、9,000前後で推移しているような状況でございます。

【伊藤（宏）委員長】

東日本大震災前までは、公共工事のボリューム自体がかなり少なかったのが業者そのものもかなり少なかったんですね。

ところが、東日本大震災があって、それなりに盛り返してきた。震災以前は不調とか非常に少なかったですね。ほとんどなかったと言った方が良いかもしれないです。

【澤田委員】

8,600というのは震災前よりも多いような状況ですか。

【建設産業室長】

震災前よりは多かったと思います。

【伊藤（宏）委員長】

他いかがでございましょうか。

【島田委員】

指名競争入札と一般競争入札の違いについてはいろいろあると思うのですが、結局地域の守り手ということは、その地域をよく知っている、災害の状況を予測できるとか、いろいろな環境を知っているということも評価にあっての地域の守り手ということだと思っておりますけれども、それであれば指名競争入札もある程度重要なかなと思います。

ただ、その中にどうやって公平性を求めるか、指名する際に、そこに重点をおいていたければ、より良い地域の守り手が育つのかなと思います。

地域によって状況は違うと思いますし、そこが地域の守り手の選考理由としてあると思うので、単なる公平性だけでなく、かつ、公平性を地域の中に求める、そういった選び方をしていただけると良いのかなと思いました。

【伊藤（宏）委員長】

一般競争入札も、通常は条件付といって、条件がついているわけですね。そのときに地域要件というものがあって、地域要件を付すということと指名をするということが、結構近い関係にあるわけですね。

ですから、地域が小さくて業者が少なかったら、指名競争入札でも一般競争入札でも、ほぼ同じだというようなことが、実は地域によって出てきてしまうんですね。

条件付一般競争入札をうまく活用すれば、指名競争入札で考えていたような効果があるという可能性が、全くないとは言い切れない。

そこはある程度検討していかなければいけないのかなと、指名競争入札ありきではないだろうという意図でお話しさせていただきました。

私事ですが、檜葉で不祥事があって、そこの第三者委員会の委員長を務めたのですけれども、小さな町ですから、指名競争入札をしても、たとえば町内の地域要件を付した一般競争入札をしても、業者数がほぼ同じなんです。

そうであれば、指名競争入札をやる必要はないという話をしていたのですけれども、地域要件をうまく使うとか、総合評価方式で、地域の守り手を育成できるような評価基準を盛り込むとか、そういうことの方がひょっとしたら指名競争入札よりも本来の目的をうまく達成できる可能性も、ないわけではない。

やはり指名競争入札だからこういうことが起きてしまうのではないかと思われるようなこともありますので、そういう意味では、そういうことを排除するためには一般競争入札の方が指名競争入札よりは優れているということは間違いではない。

他いかがでしょうか。

次回の建設関係団体へのヒアリングで御質問もできますし、これからマイナーチェンジをやっていく中で議論もできます。今日でこの評価が定まったというわけではないと思っておりますので、今後も議論をしていただければという風に思っております。

よろしいでしょうか。

それでは最後に、各委員の意見交換でございますけれども、何か意見ございましたらお願いします。

【藤委員】

最近のことでお伺いしたいことがあるのですけれども、最近建設業者の方とお話ししていると、燃料や材料が高騰していて、加えて資材がなかなか入ってこなくて工期が延びた関係で人件費がかさむと、そういった問題があるという中で、最近のインフレの状況というのは、予定価格の算定においてどのように考慮されているのか、品質確保の観点から気になったので、もしわかれば教えていただきたい。

【技術管理課長】

予定価格の算出にあたりましては物価資料というものがございまして、8月より以前はその価格を調査しまして、前月と3パーセント以上の乖離があった場合には単価を改正しております。

8月からは主要資材については毎月単価を改正しておりまして、それによりまして、予定価格については毎月新しい価格で算出できるようになっておりますので、物価価格高騰に対応した形になっております。

【伊藤（宏）委員長】

月ベースで改定しているということですね。

他いかがでしょうか。

【高島委員】

最近持ち株会社の合併とか経営統合、ホールディングス化等が結構増えてきています。

とうとう同一地域でも出てきたりしてはいますが、本県で特定関係にある者同士の同一工事の指名というのは、後になってわかった場合には仕方がないということになっているかと思えます。国では認めていませんけれども。

ただ、同一地域内でも出てきているとなると、やはりまた再検討が必要かなという考えがありますが、いかがでしょうか。

【入札監理課長】

県内でそういった動きがあるということはこちらでも把握してございますので、県内の動向を見ながら検討は進めてまいりたいと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

よろしくお願いします。

他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後、その他に移りますけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。

事務局の方からはございますでしょうか。

ないですかね。それでは、本日の議題はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

長時間にわたりありがとうございました。

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は11月11日に開催いたします。建設業関係団体等の意見聴取になりますので、可能な限り御出席をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第86回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。